

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成27年11月10日

【四半期会計期間】 第40期第3四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 株式会社日住サービス

【英訳名】 The Japan Living Service Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 野村 英雄

【本店の所在の場所】 大阪市北区梅田1丁目11番4-300号

【電話番号】 06-6343-1841(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 三河 大

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田1丁目11番4-300号

【電話番号】 06-6343-1841(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 三河 大

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第39期 第3四半期 連結累計期間	第40期 第3四半期 連結累計期間	第39期
会計期間		自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日
売上高	(千円)	4,877,415	4,668,051	6,637,277
経常利益	(千円)	359,989	349,406	420,588
四半期(当期)純利益	(千円)	360,696	358,712	435,472
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	357,292	365,331	441,398
純資産額	(千円)	4,621,726	4,959,261	4,701,592
総資産額	(千円)	8,834,732	8,988,073	8,666,868
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	23.35	23.22	28.19
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	23.31	23.10	28.11
自己資本比率	(%)	51.3	54.0	53.2

回次		第39期 第3四半期 連結会計期間	第40期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期純損失金額()	(円)	1.01	3.09

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 「売上高」には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、以下の通りであります。

当第3四半期連結会計期間において、株式会社エスクローを新たに設立し、連結子会社としております。

なお、当第3四半期連結会計期間において、連結子会社であるエスクロージャパン株式会社を解散し、現在、清算手続中であります。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載いたしました「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結累計期間（平成27年1月1日～平成27年9月30日）におけるわが国経済は、政府主導による経済政策や金融政策の効果を背景に、企業収益の改善や雇用情勢の改善傾向等、景気は緩やかながらも回復基調で推移してまいりました。しかしながら、円安による輸入原材料価格の上昇で日用品や食料品等の生活必需品の値上がり等の影響を受けて、個人消費の回復が想定以上に長引いており、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移することが予想されます。

不動産業界につきましては、基準地価の三大都市圏平均は、住宅ローン減税等による住宅地需要の下支えや、不動産投資意欲の高まり等により住宅地、商業地ともに上昇が継続しております。住宅着工の動向につきましても前年同月比で7か月連続の増加を示しており、昨年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が薄れ、持ち直しが見られます。

売買仲介では安心、安全な不動産取引を目指し、土地については隣地との境界現況調査、マンションについては住宅設備検査保証、中古住宅については既存住宅かし保証保険付仲介や、インスペクション（建物診断）の結果を踏まえたリフォームの提案に注力してまいりました。また、長期優良住宅を主体とした建売住宅やリノベーションマンションの販売にも努めるとともに、賃貸仲介、管理、「空き家」巡回サービス等を含めた不動産に関するトータルサービスの提供に取り組んでまいりました結果、当社グループの収益基盤である売買、賃貸仲介に伴う手数料収入合計は前年同期に比べて105百万円増加いたしました。不動産売上、工事売上につきましては、引き渡しが第4四半期になることもあって前年同期に比べて減少いたしました。

その結果、当第3四半期連結累計期間における当社グループの売上高は4,668百万円（前年同期比4.3%減少）、営業利益は363百万円（同2.5%減少）、経常利益は349百万円（同2.9%減少）、四半期純利益は358百万円（同0.6%減少）となりました。

[不動産売上]

長期優良住宅を主体とした建売住宅や、リノベーションマンションの販売に注力いたしましたが、売上高は415百万円（前年同期比27.4%減少）、セグメント利益は11百万円（同70.0%減少）となりました。

[不動産賃貸収入]

入居率の安定やサブリース物件の新規受託、並びにコインパーキングの受託に注力したこと等により、売上高は338百万円（前年同期比2.0%増加）、セグメント利益は22百万円（同37.0%減少）となりました。

[工事売上]

インスペクションの結果を踏まえた設備工事の提案に注力いたしましたが、前期は消費税率引上げ前の駆け込み需要があったことで、前年同期に比べて件数、平均請負金額が減少したこと等により、売上高は1,220百万円（前年同期比13.8%減少）、セグメント利益は30百万円（同39.6%減少）となりました。

[不動産管理収入]

管理物件の取得と入居率の向上に注力した結果、売上高は395百万円（前年同期比5.4%増加）、セグメント利益は72百万円（同8.5%増加）となりました。

[受取手数料]

売買仲介手数料については取扱件数、取扱単価のアップに注力したこと等により前年同期に比べて72百万円増加し、賃貸仲介に伴う手数料についても前年同期に比べて33百万円増加したこと等により、受取手数料収入合計は2,298百万円（前年同期比5.3%増加）、セグメント利益は486百万円（同13.9%増加）となりました。

(2) 財政状態の分析

（流動資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は4,250百万円となり、前連結会計年度末と比較して476百万円増加いたしました。その主な要因は、販売用不動産が352百万円、仕掛販売用不動産が160百万円、繰延税金資産が123百万円、営業未収入金が79百万円、その他に含まれる前渡金が56百万円、完成工事未収入金が32百万円増加した一方で、現金及び預金が307百万円、有価証券が14百万円減少したことによります。

（固定資産）

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は4,732百万円となり、前連結会計年度末と比較して153百万円減少いたしました。その主な要因は、土地が110百万円、建物及び構築物が21百万円、敷金及び保証金が26百万円減少したことによります。

（流動負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は2,635百万円となり、前連結会計年度末と比較して156百万円減少いたしました。その主な要因は、未払法人税等が112百万円、賞与引当金が64百万円、その他に含まれる前受金が40百万円増加した一方で、短期借入金が300百万円、その他に含まれる未払金及び未払費用がそれぞれ50百万円、16百万円減少したことによります。

（固定負債）

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は1,393百万円となり、前連結会計年度末と比較して219百万円増加いたしました。その主な要因は、社債が50百万円、退職給付に係る負債が17百万円、長期未払金が7百万円減少した一方で、長期借入金が296百万円増加したことによります。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産の残高は4,959百万円となり、前連結会計年度末と比較して257百万円増加いたしました。その主な要因は、四半期純利益を358百万円計上したことや配当金を123百万円計上したこと等により、利益剰余金が244百万円増加したことによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

株式会社の支配に関する基本方針について

基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主価値に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主価値に資さないものも少なくありません。

また、不動産に関する流通、情報サービスの会社である当社の経営においては、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、当社に与えられた社会的な使命、それら当社の企業価値ひいては株主価値を構成する要素等への理解が不可欠です。法令遵守の精神と長年にわたり地域密着に徹することにより築かれた信頼と信用、地域社会と密接に繋がった従業員が有する専門的知識、豊富な経験とノウハウ、これらを有するに至ったこれまでに培った人材育成・教育の企業風土、不動産の売買及び賃貸借の仲介を中心に不動産の売買・賃貸・建設・賃貸管理・鑑定・住宅ローン取次・保険などの不動産に関するサービスをワンストップで提供する総合力、などの当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうこととなります。

当社は、このような当社の企業価値ひいては株主価値に資さない大規模買付行為に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主価値を確保する必要があると考えております。

基本方針実現のための取り組み

(a) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、人と不動産の接点に生じるあらゆるニーズに関し、真にお客様の立場に立ったコンサルティングを行うことにより、最大限の顧客満足の実現に貢献できる総合不動産流通業（コンサルタント企業）を目指しております。これらの実現のため、当社の役員及び社員は法令を遵守し、信頼と信用で地元密着した不動産に関するトータルサービスを提供しております。当社は、不動産売買を検討されるお客様への、インスペクション（第三者機関による耐震診断や建物検査）の提案や、インスペクションの検査結果を踏まえたリフォームの提案等により、優良な中古住宅の流通に努めております。また、当社が売主となって、高品質の建売住宅やリノベーションマンション等の付加価値を高めた住宅の提供に努めております。さらに、コンサルティング事業部においては、資産家を対象とした土地の有効活用案件等の長期にわたる案件や大型の事業用案件、不動産投資家に対する収益用案件の積極的な提案に取り組んでおります。

また、当社は、事業活動に係る全ての利害関係者を重視し、経営の効率性、健全性及び透明性を確保しつつ公正な意思決定機関を持つこと、並びにコンプライアンス体制を構築することを経営上の重要な基盤と考え、経営監視機能の強化に努めております。具体的には、株主の皆様に対する経営陣の責任の一層の明確化を図る目的で、平成18年3月より取締役の任期を従来の2年から1年に短縮する、取締役9名のうち1名を社外取締役とする、監査役3名のうち2名を社外監査役とするなどの取り組みを行っております。

これらの取り組みにより、当社は、当社の企業価値ひいては株主価値の向上を図ることができるものと考えております。

(b) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組みの概要

当社は、平成25年3月26日開催の第37期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）の更新について承認を得ております。

本プランは、当社が発行者である株券等について、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。）又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（以下かかる買付行為又は合意等を「大規模買付行為」といい、かかる大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）を適用対象とします。

本プランは、これらの大規模買付行為が行われる際、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、当該大規模買付行為についての情報収集・検討を行う時間を確保したうえで、当社取締役会が株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉を行ったりし、当該大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否か等について株主の皆様の意思を確認するための株主総会を開催する手続きを定め、かかる株主の皆様意思を確認する機会を確保するため、大規模買付者には、上記の手続きが完了するまで大規模買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、大規模買付者には、当社代表取締役宛に、大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに本プランに定める手続きを遵守する旨を表明した意向表明書を提出することを求めます。当社取締役会は、当該意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、提出を求める情報のリストを交付します。大規模買付者には、原則として当該情報リストが交付されてから60日以内に情報の提供を完了していただくこととします（以下「必要情報提供期間」といいます。）。

当社取締役会は、必要情報提供期間が終了した後、原則として60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による検討期間とし、当該期間中、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を公表するとともに、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示します。

当社は、本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる第三者委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置を発動すべきか否か等の本プランに係る重要な判断に際しては、必ず第三者委員会に諮問することとします。

第三者委員会は、(i)大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守しないため対抗措置の発動を勧告した場合、(ii)大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと認められるため対抗措置の発動を勧告した場合、及び(iii)大規模買付行為又はその提案内容の評価・検討の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主価値の最大化に資すると認められ対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、当該大規模買付行為に対する対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨を当社取締役会に勧告するものとします。かかる勧告に際して、第三者委員会は、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることの可否につき株主総会に諮るべきであるとする旨の勧告もあわせて当社取締役会に対し行うことができるものとし、その場合、当社取締役会は、対抗措置の発動についての承認等を議案とする会社法上の株主総会を開催するものとします。

また、当社取締役会は、第三者委員会から上記(i)又は(ii)の勧告を受けた場合であっても、対抗措置の発動についての承認を議案とする株主総会を開催することができるものとし、その際、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。さらに、当社取締役会は、第三者委員会から対抗措置発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨の勧告のみを受けた場合であっても、あわせて、大規模買付行為に反対し、これを中止することを求めることについての承認も議案とすることができるものとします。

なお、大規模買付者が本プランに定められた手続きを遵守したと当社取締役会が認め、株主総会の開催手続きを開始した場合でも、大規模買付者が株主総会終了の前までに大規模買付行為を開始し、又は当社の企業価値ひいては株主価値を著しく損なうと当社取締役会が判断したときは、株主総会の開催を中止し、当社取締役会の決議のみにより対抗措置を発動することができるものとします。上記(i)ないし(iii)の場合は、当社取締役会は、第三者委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の可否等を判断します。

具体的な対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、その新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付すとともに、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社株式を取得することができるものとします。当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、平成28年3月開催予定の定時株主総会の終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス http://2110.jp/ir/pdf/info201302_2.pdf)にて掲載しております。(平成25年2月12日付プレスリリース)

具体的取り組みに対する当社取締役の判断及びその理由

(a)に記載した基本方針の実現に資する特別な取り組みは、当社の企業価値ひいては株主価値を向上させるための具体的方策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(b)に記載した本プランも、当社取締役会から独立した組織として第三者委員会を設置し、対抗措置の発動又は不発動の判断の際には当社取締役会は必ず第三者委員会に諮問することとなっていること、必要に応じて対抗措置発動の可否について株主総会に諮ることとなっていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされており、企業価値ひいては株主価値に資するものであって、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	79,000,000
計	79,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,898,450	19,898,450	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	19,898,450	19,898,450		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日		19,898,450		1,568,500		485,392

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,450,000		単元株式数 1,000株
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,305,000	15,305	同上
単元未満株式	普通株式 143,450		
発行済株式総数	19,898,450		
総株主の議決権		15,305	

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社日住サービス	大阪市北区梅田1丁目 11番4-300号	4,450,000		4,450,000	22.37
計		4,450,000		4,450,000	22.37

(注) 平成27年9月30日現在の当社保有の自己株式数は4,451,505株であります。

2 【役員 の 状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,117,417	2,809,956
営業未収入金	261,829	341,063
完成工事未収入金	60,813	93,102
有価証券	14,999	
販売用不動産	164,266	516,701
仕掛販売用不動産		160,671
未成工事支出金		300
繰延税金資産	64,973	188,590
その他	90,331	140,759
貸倒引当金	498	660
流動資産合計	3,774,133	4,250,485
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	1 1,304,728	1 1,283,478
土地	1 1,946,419	1 1,835,525
その他（純額）	19,834	35,348
有形固定資産合計	3,270,982	3,154,352
無形固定資産	72,574	63,087
投資その他の資産		
投資有価証券	165,455	163,806
敷金及び保証金	852,141	825,281
長期預金	500,000	500,000
保険積立金	19,949	19,949
繰延税金資産	2,230	4,039
その他	3,808	3,529
貸倒引当金	2,000	2,000
投資その他の資産合計	1,541,585	1,514,606
固定資産合計	4,885,142	4,732,047
繰延資産		
社債発行費	7,591	5,539
繰延資産合計	7,591	5,539
資産合計	8,666,868	8,988,073

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	157,260	153,179
短期借入金	1,500,000	1,200,000
1年内返済予定の長期借入金	1 5,328	1 5,328
1年内償還予定の社債	61,000	61,000
未払法人税等	16,627	129,366
預り金	658,172	662,396
賞与引当金	21,520	86,170
役員賞与引当金	33,600	25,200
その他	337,972	312,481
流動負債合計	2,791,480	2,635,121
固定負債		
社債	498,500	448,000
長期借入金	1 70,232	1 366,236
長期未払金	86,300	78,500
退職給付に係る負債	447,025	429,355
長期預り金	71,635	71,500
繰延税金負債	101	97
固定負債合計	1,173,794	1,393,689
負債合計	3,965,275	4,028,811
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,568,500	1,568,500
資本剰余金	1,689,163	1,688,168
利益剰余金	2,670,672	2,915,470
自己株式	1,327,977	1,327,067
株主資本合計	4,600,359	4,845,072
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,730	14,547
退職給付に係る調整累計額	4,892	2,812
その他の包括利益累計額合計	10,838	11,734
新株予約権	8,363	14,750
少数株主持分	82,031	87,703
純資産合計	4,701,592	4,959,261
負債純資産合計	8,666,868	8,988,073

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
売上高	4,877,415	4,668,051
売上原価	1,907,978	1,627,558
売上総利益	2,969,437	3,040,493
販売費及び一般管理費	2,596,699	2,677,104
営業利益	372,738	363,388
営業外収益		
受取利息	2,949	2,573
受取配当金	3,619	3,977
生命保険配当金	2,386	1,912
雑収入	4,453	2,729
営業外収益合計	13,409	11,192
営業外費用		
支払利息	19,729	19,402
雑損失	6,428	5,772
営業外費用合計	26,158	25,175
経常利益	359,989	349,406
特別利益		
移転補償金		17,150
特別利益合計		17,150
特別損失		
固定資産除却損	1,040	2,293
減損損失	7,141	
特別損失合計	8,182	2,293
税金等調整前四半期純利益	351,806	364,262
法人税、住民税及び事業税	174,062	123,800
法人税等調整額	186,335	123,973
法人税等合計	12,272	173
少数株主損益調整前四半期純利益	364,079	364,436
少数株主利益	3,383	5,723
四半期純利益	360,696	358,712

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	364,079	364,436
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,786	1,185
退職給付に係る調整額		2,079
その他の包括利益合計	6,786	894
四半期包括利益	357,292	365,331
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	353,881	359,609
少数株主に係る四半期包括利益	3,409	5,721

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第3四半期連結会計期間より、新たに設立した株式会社エスクローを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が9,644千円減少し、利益剰余金が9,644千円増加しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)	
有形固定資産から販売用不動産への振替	
所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。その内容は以下のとおりであります。	
建物及び構築物	11,271千円
土地	110,894 "
計	122,165千円
なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。	

(四半期連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
建物及び構築物	31,303千円	30,507千円
土地	101,799 "	101,799 "
計	133,103千円	132,306千円

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内返済予定の長期借入金	5,328千円	5,328千円
長期借入金	70,232 "	66,236 "
計	75,560千円	71,564千円

保証債務

保証債務の内容としては、仲介取引における買主が売主に支払う契約手付金に対するものであります。

前連結会計年度 (平成26年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成27年9月30日)	
被保証者	保証金額	被保証者	保証金額
一般顧客	62,980千円	一般顧客	55,540千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)
減価償却費	69,459千円	66,115千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月25日 定時株主総会	普通株式	123,602	8.00	平成25年12月31日	平成26年3月26日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月24日 定時株主総会	普通株式	123,559	8.00	平成26年12月31日	平成27年3月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注) 2
	不動産売 上	不動産賃 貸収入	工事売上	不動産管 理収入	受取手数 料	計		
売上高								
外部顧客への売上高	571,816	331,392	1,415,336	374,878	2,183,991	4,877,415		4,877,415
セグメント間の 内部売上高又は 振替高		7,700	1,888	2,104	13,411	25,105	25,105	
計	571,816	339,092	1,417,224	376,983	2,197,403	4,902,521	25,105	4,877,415
セグメント利益	37,684	35,442	50,132	66,612	426,837	616,707	243,969	372,738

(注) 1 セグメント利益の調整額 243,969千円は、主に各セグメントに配分していない全社費用であり、全社費用は、セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。この変更に伴うセグメント利益に与える影響は軽微であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「不動産賃貸収入」セグメントにおいて、賃貸用不動産について収益性が低下したこと及び売却を意思決定したことに伴い減損損失を計上しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては7,141千円であります。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント						調整額 (注) 1	四半期連 結損益計 算書計上 額 (注) 2
	不動産売 上	不動産賃 貸収入	工事売上	不動産管 理収入	受取手 数料	計		
売上高								
外部顧客への売上高	415,273	338,064	1,220,668	395,066	2,298,979	4,668,051		4,668,051
セグメント間の 内部売上高又は 振替高		6,750	5,572	1,522	14,165	28,010	28,010	
計	415,273	344,814	1,226,240	396,589	2,313,144	4,696,062	28,010	4,668,051
セグメント利益	11,294	22,345	30,304	72,247	486,118	622,311	258,922	363,388

(注) 1 セグメント利益の調整額 258,922千円は、主に各セグメントに配分していない全社費用であり、全社費用は、セグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3 追加情報に記載の通り、所有目的の変更により、有形固定資産の一部を販売用不動産に振替いたしました。この変更に伴うセグメント利益に与える影響は軽微であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	23円35銭	23円22銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	360,696	358,712
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	360,696	358,712
普通株式の期中平均株式数(株)	15,448,142	15,446,884
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	23円31銭	23円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	24,211	84,191
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年11月10日

株式会社日住サービス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 林 利 朗

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷 口 誓 一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社日住サービスの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成27年7月1日から平成27年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日住サービス及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。